

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

日時：令和6年10月21日（月）午後1時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書

「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価書案

2 諮問

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案

3 受理報告

「東京都市計画道路放射第35号線(練馬区早宮～北町間)建設事業」事後調査報告書（工事の施行中その3）

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」事後調査報告書（工事の施行中その2）

「赤羽台団地建替事業」変更届

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」変更届

「西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業」変更届

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」変更届

【審議資料】

資料1 「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書について

資料2 「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価書案について

資料3 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案について

資料4 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	速水委員
	飯泉委員	廣江委員
	日下委員	水本委員
	玄委員	宗方委員
	高橋委員	保高委員
	堤委員	横田委員
	羽染委員	渡邊委員
		(17 名)

事務局 長谷川政策調整担当部長
藤間アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

資料 1

令和 6 年 10 月 21 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 奥 真 美

「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和6年8月27日に「(仮称)府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測では、予測地点として住宅や配慮施設近傍を計画しているが、計画地は、北側に第一種低層住居専用地域、南側は学校に接していることから、最大値出現地点のほか、北及び南側について予測地点を設けること。また、西及び東側についても、必要に応じ予測地点を設けること。

【水循環】

地下水については、計画地近傍での既存ボーリング調査結果から事業による影響はないとして予測事項とはしていないが、当該調査は調査後40年以上経過しており、地下水位の現状は不明確であることから、計画地における現在の地下水位を明らかにした上で、必要な場合、地下水の水位及び流況の変化の程度について予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 6 年 8 月 27 日	調査計画書について諮問
部 会	令和 6 年 10 月 16 日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、風環境 総括審議
審議会	令和 6 年 10 月 21 日	答申

資料 2

令和6年10月21日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「G L P昭島プロジェクト」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和6年1月30日に「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

1 総括的事項

計画地が位置する昭島市は、水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきている地域である。また、計画地外ではあるが、今後、昭島市により、緑豊かな環境の維持を図る緑地保全地区として地区計画に定められる予定の代官山緑地が計画地に囲まれるようにして存在する。

本事業については、都民から、自然環境の喪失、交通量の増加に伴う環境影響、健康影響、渋滞及び事故の増加並びに周辺住民との話し合いの不足など多くの懸念が表明されている。

このことから、事業の実施に当たっては、豊かな環境を将来に渡り維持していくために、環境保全のための措置の徹底、継続的な検証と改善を重ねていくとともに、地域住民への丁寧な説明や交通管理者等の関係機関との十分な協議など、地域と連携し、対策を検討していくことが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【大気汚染】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度について、いずれも評価の指標とした環境基準を下回っているものの、住民から交通量の大幅な増加に対する不安や、大気汚染物質の増加による健康影響への懸念が示されている。

そのため、周辺住民に対し、大気汚染物質の濃度の変化について丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置の徹底を図ること。また、更なる環境保全のための措置を検討し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況においても環境基準値を上回る地点も存在し、工事用車両及び関連車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点がさらに増えることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の低減に努めること。

特に、関連車両の走行による夜間の騒音・振動レベルの増加の程度が大きい地点も見られることから、周辺住民には騒音・振動の変化の程度について十分な説明を行うとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行うこと。

- 2 工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音は、評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり、夜間の時間帯も含め騒音の増大が懸念され、周辺に住宅地も存在することから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。

【騒音・振動、生物・生態系 共通】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の最大値が、オオタカの営巣が確認されている代官山緑地の北側に出現するため、オオタカへの影響が懸念される。加えて、騒音の予測地点の高さは地上1.2mであり、オオタカが営巣する高さでは建設作業騒音がさらに大きくなる可能性があることから、必要に応じて騒音の高さ方向の予測・評価を行った上で、適切な環境保全のための措置について検討すること。

【土壌汚染】

土地利用の履歴等の調査から、計画地の一部では、土壌が汚染されている可能性が否定できないため、工事開始前までに土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適切な手続きを実施するとしているものの、住民から土壌汚染と地下水汚染への懸念が示されていることから、周辺住民に対し、土壌汚染対策法等に基づく調査結果等の内容を丁寧に開示、説明すること。

【地盤、水循環 共通】

- 1 本事業では、計画地内で想定される雨水表面流出量の全量を浸透させるための雨水浸透施設を設置する計画としているが、土地の表面の被覆形態等も大きく変化し、地域の水循環への影響が懸念されることから、地下水面や流向等の地域の地下水の状況を詳細に把握した上で、その具体的な設置場所や規模、構造等を検討すること。
- 2 本事業により地下水の水位に影響を及ぼす可能性は小さいとしているが、地下水涵養量等が変化し、浅層地下水に影響を与える可能性がある。そのため、周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を継続的に監視しながら、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。
- 3 計画地は、水道水として深層地下水を 100%利用しており、地下水に対する関心が非常に高い地域である。また、住民からも水道水源への懸念が示されていることから、計画地内にある既存の深井戸について、その状況を把握し、必要に応じて水位等のモニタリングの実施等、環境保全のための措置への活用について検討すること。

【生物・生態系】

- 1 代官山緑地北側などに現地形を生かした残地部を確保し、移植や新植により代官山緑地と玉川上水緑道の樹林がつながる緑のネットワークを形成する計画とするとしているが、事業の実施により緑の量が大きく減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。そのため、玉川上水等の周辺の緑地等とのつながりや利用する生き物に配慮した樹種や配置等を計画するとともに、良好な環境を保持するため、工事完了後における適切な維持管理の方法を検討すること。

- 2 本事業ではアニマルパスや自然環境に配慮した池を整備する計画であるが、その詳細が不明であることから、保全目標とする種を明らかにし、その生息（育）環境への影響を緩和するための適切な保全措置となるよう、事例や専門家の意見等を参考に詳細に検討すること。また、継続的なモニタリングと順応的管理を行い、現在の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。
- 3 計画地に隣接した代官山緑地でオオタカの営巣、繁殖が確認され、計画地の一部も営巣中心域として利用されていることから、工事の実施に際してはその行動をモニタリングしながら可能な限りの配慮を行うとともに、工事の完了後においても、事業の実施に伴う影響の調査と併せて順応的管理を行い、良好な生息（育）環境を継続的に保全すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

工事の完了後は、開かれた緑地環境を広く一般に提供する計画であり、自然との触れ合い活動の場の持つ機能はより充実するとしているが、その利用方法によっては、生物・生態系の保全に影響を与えることが考えられることから、緑地環境の利用方法について区分や目的を可能な限り明確にし、周辺自然環境への影響に配慮するよう努めること。

【日影】

評価の指標とした東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制の基準は満足しているものの、北側には低層の戸建て住宅が集中し、住民から日影の影響への懸念が示されている。

本事業は、敷地内に複数の建物を計画しており、図面が多岐にわたり、評価の内容が読み取りにくいいため、周辺住民に対し日影の状況を丁寧に説明するとともに、わかりやすい図書の作成に努めること。

【風環境】

計画建築物の位置及び配置の配慮により、計画建築物の建設後の風環境は、建設前から著しく変化しないとしているが、現況からの変化は一定程度生じ、住民から懸念が示されていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【景観】

計画建築物の外壁は、玉川上水景観基本軸の景観形成基準に基づき、周辺景観との調和を図るとしているが、計画建築物の規模が大きく、また、住民からも景観の変化と圧迫感の増大に対する懸念が示されている。このことから、詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、計画地周辺の環境との調和に努め、眺望の変化や圧迫感の軽減を図ること。

【史跡・文化財】

計画地が隣接している史跡玉川上水は、江戸時代に武蔵野台地の田畑を潤す用水などとして、産業、生活、文化に重要な役割を果たしてきた。

この史跡玉川上水とその周囲の景観を保全するため、事業実施に先立ち、関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全のための措置を検討すること。また、工事の施行中及び完了後においては、保全の措置を確実に実施し、史跡玉川上水及び周辺環境に影響を与えないよう、十分配慮すること。

【廃棄物】

施設の供用に伴い多量の廃棄物が発生すると予測されていることから、テナント等に積極的に関与し、廃棄物の発生抑制の取組を徹底させること。また、本事業で目標とする再資源化率は市の目標値等を基に設定しているが、類似施設の実績等を踏まえ、発生する廃棄物の種類に応じた目標値を検討し、それを達成するようテナント等へ働きかけるとともに、事後調査において発生量、再資源化率等を詳細に報告すること。

【温室効果ガス】

- 1 都では、2030年カーボンハーフ、2050年CO₂排出実質ゼロの実現に向けた施策を行っていることから、それらを鑑み、施設管理者として、施設稼働開始時のみならず将来の脱炭素化の推進に向けた方針を定めるとともに、太陽光発電量の増加を含め、最大限の再生可能エネルギーの導入に努めること。また、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくこと。

さらに、事後調査において、再生可能エネルギーの使用量も含めた施設の消費電力量について詳細に報告すること。

2 本事業では、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量が膨大であることから、より一層の温室効果ガス削減が求められる。

データセンターでは、PUEを省エネ法で規定する1.4として目標値を設定しているが、世界的な動向を踏まえ、可能な限り低い値となるよう努めるとともに、高効率なIT機器等の設備の導入など、最大限の省エネルギー化をテナントに働きかけていくこと。

また、冷凍冷蔵空調機器について、最新の技術を鑑み、可能な限りノンフロン機器若しくは最も温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を検討するとともに、適正な冷媒の管理に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 6 年 1 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 6 年 5 月 30 日	・現地視察
部 会	令和 6 年 7 月 25 日	・質疑及び審議
部 会	令和 6 年 8 月 22 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 6 年 9 月 17 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 6 年 9 月 26 日	・質疑及び審議
部 会	令和 6 年 10 月 17 日	・総括審議
審議会	令和 6 年 10 月 21 日	・答申

資料 3

6 環 総 政 第 3 6 5 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 6 年 10 月 21 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 5 5 9 号 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (10 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	東京都市計画道路放射第 35 号線(練馬区早宮～北町間)建設事業(工事の施行中その 3)	令和 6 年 9 月 4 日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業(工事の施行中その 2)	令和 6 年 9 月 30 日
2 変 更 届	赤羽台団地建替事業	令和 6 年 8 月 28 日
	東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差事業	令和 6 年 9 月 12 日
	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線(東村山駅付近)連続立体交差事業	令和 6 年 9 月 13 日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業	令和 6 年 9 月 30 日

10 月 受理報告に係る助言事項一覧（事業者回答）

報告年月日：令和6年10月21日

■事後調査報告書

（1）事業名：「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」（工事の施行中その2）

項目：生物・生態系（既存樹木の状況、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況、イチョウ並木の保全状況（4列））、自然との触れ合い活動の場、廃棄物
代表する事業者名：三井不動産株式会社

項目	助言事項		回答
生物・生態系 （既存樹木の状況）	1 飯泉	P.14 カ）1行目：植栽基盤における蒸散抑制→「蒸発抑制」あるいは「蒸散抑制」の方が適切だと思いますので、変更をご検討ください。	事後調査報告書に「植栽基盤における蒸散抑制のため」と記載しました箇所については、今後は「植栽基盤における乾燥防止や地温調整のため」などの表現とさせていただきます。
生物・生態系 （既存樹木の状況）	2 横田	「別添表-3(1)事後調査のスケジュール【変更後】」において、「植物相及び植物群落の変化の程度」、「既存樹木の状況」に関する事後調査の計画は、本移植ではなく仮移植を想定したものではないのでしょうか。移植計画が変更となり、本移植の割合が増大していることを踏まえると、より早い段階で、「植物相及び植物群落の変化の程度」、「既存樹木の状況」を実施し、情報の更新や長期的なモニタリングサイトを設定する必要があるのではないのでしょうか。	当初は仮移植を想定した事後調査計画としておりましたが、本移植となる樹木については仮移植の樹木と同様に、移植過程や活着、養生の状況や、移植後の活力度調査を実施してまいります。 また、ラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後に神宮外苑広場（建国記念文庫）において植物群落調査を実施する予定でございますが、ご助言のように本移植による神宮外苑広場（御観兵榎）等の移植先の遷移の状況についても、本移植後の調査の実施をしてまいります。
生物・生態系 （建国記念文庫の樹木の保全状況）	1 飯泉	P.12 2）、P.74 表1-9、表1-10、表1-11について、2019年春季調査と2023年事後調査の結果を比較する場合、基本的には調査の季節をそろえてください。	2023年のいちょうを除く毎木調査は5月に実施し、2019年調査と比較をしております。また、4列のイチョウ並木及び秩父宮ラグビー場東側の港区道のいちょうについては、季節毎の状態をより詳細に把握するため、2023年5月、7月、10月の3回調査を実施しており、最新の状況

			である 2023 年 10 月の調査結果を 2019 年春季調査と比較いたしました。ご助言頂きましたとおり今後の事後調査においては春季の調査結果との比較を行ってまいります。
生物・生態系 (建国記念文庫の 樹木の保全状況)	2 横田	移植計画が変更となり、本移植の割合が増大していますが、本移植先の環境の妥当性や活着可能性について、本移植計画に則って予測・評価することが必要と考えます。とくに絵画館前広場については、本移植先として広範囲にわたり新たな基盤を創出する形となるため、将来の成長・遷移に対してもそれが十分であることを客観的に示して頂きたいと考えます。	本移植となる樹木については仮移植の樹木と同様に、移植過程や活着、養生の状況の調査や、移植後の活力度調査を実施してまいります。また、移植先の現在の環境を維持するため、一部の樹種を除き、移植先に既に生育している樹種を移植する計画です。これについてはラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後に神宮外苑広場（建国記念文庫）において植物群落調査を実施する予定でございますが、ご助言のように本移植による移植先の遷移の状況について、絵画館前広場等の本移植後の調査の実施をしてまいります。
生物・生態系 (建国記念文庫の 樹木の保全状況)	3 横田	本移植先となっている御観兵榎の樹林で、移植樹木により樹木密度が過密になったり、その後の遷移に伴い光・水・土壌環境が悪化することは生じないでしょうか。客観的にお示し頂きたいと思います。	今回、神宮外苑広場（御観兵榎）に移植を予定している位置については、樹木匠とも相談のうえ事前に現地の状況を確認し、植栽地内でも十分に樹木同士の離隔が確保できて日照条件も問題のない場所を選定しております。土壌環境についても、移植樹木の直下を盛土（かさ上げ）して保全してまいります。また、移植樹木の多くは広幅員（約 5.5m）の園路沿いの空間の開いたスペースに植栽するなど、密度としても過密になりにくく、また既存樹木との関係も含め管理しやすいように配慮しています。 別紙 1 を参照ください。
生物・生態系 (建国記念文庫の 樹木の保全状況)	4 横田	移植工事自体における踏圧対策や林床環境・表土の保全策については、具体的な検討は深まっているのでしょうか。客観的にお示し頂きたいと思いま	移植工事に際しては、移植先には関係者以外の立ち入りを制限し、踏圧に配慮する計画です。 具体的な植栽想定位置は別紙 1 をご覧ください。

		す。	また、現地表土を掘削いたしますが、堆肥を加えてそのまま埋戻し、林床環境は保全いたします。
生物・生態系 (建国記念文庫の 樹木の保全状況)	5 横田	変更届の内容に伴い、建国記念文庫前で、根回し等の移植準備をしていた樹木が残置することになったという樹木はあるのでしょうか。ないとは思いますが、そのような場合があれば、対処について教えてください。	移植準備のため、神宮外苑広場（建国記念文庫）内で昨年根回しを行っていた樹木のうち、今回のラグビー場棟の壁面位置の検討により存置で保全できる樹木は9本です（変更届 p. 43 参照）。 これらの樹木に対する根回しの影響については樹木医にも確認の上、存置に問題がないことを確認しておりますが、引き続き、根鉢上に稲藁にてマルチング、養生を行うとともに、灌水や除草、病害防除対策を適宜実施する計画です。また、一部の樹木については倒木対策として仮支柱の設置を実施しております。 該当樹木の存置にあたっては、樹木医とも相談のうえ、今後存置に向けて畔シートの撤去等を実施することで適切に保全する計画としております。 また、ラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後5年間、神宮外苑広場（建国記念文庫）において既存樹木の活力度調査を行う計画です。
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	1 飯泉	P. 12 2)、P. 16 (3)、P. 74 表 1-9、表 1-10、表 1-11 について、2019 年春季調査と 2023 年事後調査の結果を比較する場合、基本的には調査の季節をそろえてください。	4 列イチョウ並木及び秩父宮ラグビー場東側の港区道いちょうについては、季節毎の状態をより詳細に把握するため 2023 年 5 月、7 月、10 月の 3 回、事後調査を実施しているため、最新の状況である 2023 年 10 月の調査結果を 2019 年春季調査と比較いたしました。ご助言頂きましたとおり、今後の事後調査においては春季の調査結果との比較を行ってまいります。
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	2 飯泉	いちょうの活力度を調査する際は、できるだけ写真を撮影して残すことなどをご検討くださ	いちょうの活力度を調査した際の写真は全て保管してありますが、本報告書への掲載としては分量の関係

		い。	で、活力度CやDとなった5本のいちょうについて資料編 p. 295～299 に写真等の詳細を掲載させて頂きました。引き続き活力度と合わせて写真等の記録を行っていく予定です。
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	3 飯泉	P. 19、2023 年 4 月に 8 本のいちょうにデンドロメーターを設置されていますが、装着したいちょうの樹木番号と、今後のデータの活用法についてご説明ください。	樹木医の助言を受け、デンドロメーターについては樹木番号 9、29、34、36、40、43、45、48 番に設置いたしました。樹勢の低下したいちょうと健全ないちょうをそれぞれデンドロメーターの設置をすることにより、幹周の経年的な変化量を確認していく予定です。設置のデンドロメーターは幹周の変化による生長率を年単位のみならず月単位、 μm 単位でも確認できる機材です。目視による診断だけでなく植物の生長率を用いた客観的な評価手法を提案するものであり、毎年 の測定結果を比較することにより、樹勢回復措置の効果検証を実施してまいります。
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	4 飯泉	P. 69 仮囲いは縁石から何 m の距離に設置予定か記載してください。	仮囲い位置の詳細については原則縁石から 17m より西側の位置とする計画ですが、今後の施工計画において、保全するいちょうの根系に配慮した位置を検討します。
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	5 飯泉	4 列イチョウについて、コンクリートからの溶出成分や土壌改良剤の影響などについてもご配慮をお願いします。	4 列イチョウ並木について、今回の事後調査報告では根系調査の結果を踏まえ野球場棟をセットバックする方針をお示しいたしました。このセットバック方針を踏まえ、野球場棟については今後設計を深度化していく計画であり、ご助言の懸念事項についても合わせて検討していく計画です。コンクリートや土壌改良剤については使用箇所や使用の有無を含めて未定ですが、いちょうに著しい影響を与えないよう、野球場棟の施工計画の詳細を策定してまいります。

生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	6 飯泉	4 列イチョウおよび建国記念文庫の樹林地などにおいて、樹木の生育環境の基礎データについて適宜モニタリングをご検討ください。	土壌の粒度分布など物理・化学性については経年的に大きな変化がないと考えられますが、4 列イチョウ並木においては着工前及び野球場棟の工事の完了後に、神宮外苑広場（建国記念文庫）においては着工前とラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後において調査を行うこととしております。 一方で、経時的に変化する土壌水分量については、昨年7月の審議会でご助言頂きましたとおり、4 列イチョウ並木の土壌水分について、定期的にモニタリングを実施しております。 土壌水分のモニタリング結果については、今後の事後調査報告書において報告いたします
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	7 宮越	土壌水分量のモニタリングの実施は良い取り組みと考えます。これらは、活力度調査などと同様に、いちょうに関するモニタリングの一つと言えますので、その実施状況については、該当する環境保全の措置の実施状況に盛り込んで報告されるべきと思いました。具体的には、土壌水分量のモニタリングについても、表 1-7 (6) (p67) の「工事の施工中および完了後の～健全に育成する」の実施状況の一つとして報告することを次回以降検討して下さい。	昨年7月の審議会でご助言頂きましたとおり、4 列イチョウ並木の土壌水分について、定期的にモニタリングを実施しております。 土壌水分のモニタリング結果については、今後の事後調査報告書において報告いたします。
生物・生態系 (イチョウ並木の 保全状況)	8 横田	野球場棟地下躯体によるイチョウ並木の根系への直接・間接影響が不明瞭と考えます。根系調査の結果、斜出根の範囲について把握はできたのでしょうか。なお、根系調査の地点5では、縁石より 22m の地点でも 4.9mm～8.7mm の根の分布がありますが、根系がそこまで生長で	工事に伴う影響の最小限化といちょうを適正に保全するため、歩道縁石より 17m ラインで折り曲げ可能な根があれば伸長方向を変え保存し、直径 30mm 以上の根は環状剥皮を行い、その先 1.3m を工事中の施工スペースや根系伸長域として設けております（事後調査報告書 p. 79～81 参照）。そのため、17m まで根系は全

		きることを鑑みると、約18.3mの地点に入る地下躯体の影響がないとは言えないと思います。地下躯体による直接・間接影響をより具体的に予測・評価し、安全側での検討が必要と考えます。	て保全される計画となっております。いちよう本体から出た斜出根は離れるにつれて深さ0.7～1m付近を横に伸びており17m地点では縦43mm、横42mm、18m地点では縦19mm、横21mmとなっております。22m地点では縦8.7mm、横4.9mmです。17mラインで30mm以上の根を環状剥皮することにより地下躯体の影響を防ぐ計画としています。 また、新野球場棟の施工の約1年前に、約17m地点で原則手掘りにより全てのいちようの根の伸長状況の確認を行い、上記処置を行う予定です。
生物・生態系 (いちよう並木の 保全状況)	9 高橋	今回報告された内容は、昨年の活力度調査結果であります。今年の一ちょう並木の活力度調査結果は、どのような結果となっているのでしょうか。今年には特に暑かったので、いちようが弱っていないかが気になります。 今後の事後調査報告書において、報告されることになると思いますが、可能な範囲でお示しください。	4列いちよう並木の2024年の活力度調査は5月と7月に実施済みであり、5月は活力度Aが74本、活力度Bが53本、活力度Cが1本（樹木番号西40）となっております。7月は活力度Aが74本、活力度Bが50本、活力度Cが4本（樹木番号西29、西34、西36、西40）となっております。 なお、活力度Dとなったいちようはございませんでした。 昨年7月時点で活力度C（悪化のかなり進んでいるもの）が3本、活力度D（顕著に悪化の進んでいるもの）が2本、計5本あったのに対し、今年7月では活力度Cが4本となっております。これらのいちようの活力度についてはやや改善が見られます。
自然との触れ 合い活動の場	1 横田	移植計画が変更となり、本移植の割合が増大しています。それに伴う景観や自然との触れ合い活動への影響の予測・評価の見直しが必要ではないかと考えます。樹木密度の増加や樹種構成の変化による当初の樹林景観の変化、林内環境の変化に伴う自然との触れ合い活動の変化に	本移植先のうち神宮外苑広場（建国記念文庫）や神宮外苑広場（御観兵榎）については自然との触れ合い活動に支障がないよう、園路上に移植を行わない計画としております。 また、ご助言のとおり、樹種構成の変化等によりこれらの場所での自然との触れ合い活動が変化することが考えられますので、事後調査におい

		についても、予測・評価する必要があるのではないのでしょうか。	て利用実態を調査していく計画です。 絵画館前や絵画館周りについては現況で不特定多数の利用がみられないことから事前調査は行っておりませんが、供用後の利用状況を踏まえ、利用実態調査を行うことを検討いたします。
--	--	---------------------------------------	--

■変更届

(1) 事業名：(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

変更内容：事業計画

代表する事業者名：三井不動産株式会社

項目	助言事項		回答
生物・生態系	1 横田	ラグビー場棟南側はインフラ管が埋設されているとのことですが、どのような根拠でラグビー場棟の平面的配置を決められたのか、(南側の植栽地よりも北側の建国記念文庫の既存樹林を優先する配置はなぜできないのか、) 不明瞭ですので、具体的にして頂きたいです。	ラグビー場棟の建設は、競技開催の継続性に鑑み、神宮球場を供用したまま、Ⅰ期敷地で競技に支障が出ないように、ラグビー場としての機能を充足して建設する計画です(変更届 p. 24 記載)。従って、ラグビー場棟南側に埋設されているインフラ管は、神宮球場の供用には必要な設備であることから、Ⅰ期工事と共に撤去できないため、Ⅰ期工事は当インフラ管に支障がない範囲にて行わざるを得ず、これを踏まえてラグビー場棟の平面的配置を計画しております。なお、南側の植栽地はⅡ期工事にて整備する計画としております。
生物・生態系	2 横田	事後調査報告その2 (p. 34～) では、移植計画が変更となり、本移植の割合が増大していますので、変更届において移植計画の変更についても触れ、それとの関係を明らかにして頂きたいです。本移植先の環境の調査・予測・評価、本移植先での活着可能性を踏まえた移植の個別判断の評価についても、見直しをする必要があるのではないのでしょうか。	移植計画については、事後調査計画書において事後調査報告書で報告することとしていたため、変更内容についても事後調査報告書(工事の施行中その2)に記載させて頂きました。 移植計画を変更したことにより、評価書の予測における存置、移植、伐採本数に変更が生じるため、変更届 p. 44、45、48 においてその本数を記載いたしました。 また、移植先の環境については、主に移植先に既に生育している樹種を移植することにより、移植先の現在の環境を維持することとしています。また、本移植による移植先の遷移の状況について、神宮外苑広場(建国記念文庫)においてラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後に実施することとしていた植物群落調査を、本移植後に実施してまいります。また、

			絵画館前広場など計画地外の本移植先についても、植物群落調査を行い遷移の状況を確認することを検討いたします。 移植後の活着可能性について、移植対象樹木に対しては根回しを適切に行なっており、2023年の毎木調査結果においても移植可能であると確認された樹木を移植する計画です。また移植先についてもこれまでの図書に記載している植栽基盤の整備や、移植後の管理も含め、活着に対しては最大限の対策を行った上で、移植木については移植後の活力度調査も実施してまいります。
日影	1 飯泉	ラグビー場棟の配置および仕様の変更により日影範囲は縮小しますが、建国記念文庫は冬至日を中心に長時間の日影となることから、樹木への十分なご配慮をお願いします。	日影の影響については、植物の生育状況や植生環境の変化に合わせた順応的管理を行うことで、長いスパンで樹木の維持を図ります。 ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木については、ラグビー場棟Ⅰ期工事の完了後5年間、既存樹木の活力度調査を実施し、その状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画です。
景観	1 宗方	ラグビー場の圧迫感を一層低減させるべく、ファサードデザイン（形状や素材、壁面緑化等）と色彩を丁寧にご検討ください。	都市計画上設計可能な最高高さよりも低く、更に従前案55mと比べて約48mに抑える計画とします。また、隣接の国立競技場と絵画館と軒高を同程度とし、さらに上部を傾斜屋根とし全体の圧迫感を抑制します。 建物の北東角を後退させ、更に北側を階段状とするとともに、東側及び西側上部の壁面を建物側に傾斜させることで、圧迫感に配慮した建物形状とします。 ラグビー場低層部の壁面を凹凸の形状で分節することや、ラグビー場の周りに存置もしくは移植する既存樹木や新植する樹木を配し、緑に囲ま

			れたラグビー場とすることで、目線レベルの圧迫感に配慮します。 低層部のエントランスに建物内外を一体的につなげるガラスを使用することで、大壁にならないよう目線レベルの圧迫感に配慮した計画とします。また、エントランスゲートには木を使用した底を計画し、隣接国立競技場と協調したデザインとします。 「東京都景観色彩ガイドライン」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合した色彩計画とします。エントランス周辺は樹木と協調したグリーンカラーをアクセントカラーとして導入します。 具体的な検討状況については別紙2をご確認いただければと思います。が、今後関係各所との協議を実施予定のため、別紙2の内容から変更となる可能性があることはご了承ください。
景観	2 横田	ラグビー場高さについて、国立競技場の軒高と同等とのことですが、周囲のスペースが非常に限定的で、樹木にとってはより厳しい状況にあります。特に東側では樹木と歩行者での空間の取り合いも生じています。伐採樹木の本数減だけを目的とするのではなく、消費する空間や生態系への影響の評価に基づく配慮が必要です。ラグビー場棟の配置・構造の変更が、どのように空間や生態系のつながりへの影響を改善しているのかを具体的に示して頂きたいです。	空間への影響については、ラグビー場棟の高さを低くすることや、建物の東側及び西側の上部の壁面を建物側に傾斜させることで、日影の範囲の低減や圧迫感に配慮するとともに、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の生育環境を評価書時よりも良化する計画としています。 ラグビー場棟敷地周囲のうち、北側部分については幅員8mの歩行者のみが利用する緑道を整備する計画であり、国立競技場の8m緑道と融合するものとして整備します。また、東側部分については、環境影響評価書時と同様に幅員6mの緑道を整備する計画であり、ラグビー場棟の外形線は東側に膨らんでおりません。また、変更届 p. 43 の図に示すとおり、樹木の一部を存置し、更に周辺樹木とも呼応する単調とならない新植樹木の配置とすることで、生態系のつなが

			りに配慮した神宮外苑地区を南北に貫くみどりの散策路の一部として計画します。
景観	3 横田	工事中の自然との触れ合い活動について、特にラグビー場棟東側では十分な歩行空間の幅員確保ができない状況にあり、歩行者が直接的に大気汚染物質や騒音等の影響を受けやすい環境になるのではないのでしょうか。 「予測条件である施工計画及び緑地の保全状況に変更はないため、予測の見直しは行わない」とありますが、緩衝帯を十分に設けられないことによる影響が変更届により確定的になるのであれば、追加的な保全措置について検討する必要があるのではないのでしょうか。	計画地内の東側部分については、環境影響評価書時と同様に幅員 6m の緑道を整備する計画であり、ラグビー場棟の外形線は東側に膨らんでおりません。また、計画地東側の歩道については工事中においても歩行者動線を確保する計画としておりますので、自然との触れ合い活動の場への利用経路については著しい影響を及ぼさないものと考えております。これについては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置することにより、歩道を利用する一般の歩行者の円滑な通行を確保するとともに、工事により通行できなくなる場合は迂回路を設置し、歩行者の通行に支障がないよう配慮する計画です。 ラグビー場棟については工事工程が変更となるものの、仮囲いの位置やピーク時の建設機械台数、工事用車両台数に変更はないため、大気汚染及び騒音・振動の予測結果に変更はなく、環境基準等を満足すると予測しています。しかしながら、ご助言のとおり歩行者への影響に配慮し、建設機械の不必要なアイドリングの防止や工事用車両の走行ルート限定、安全走行等により、大気汚染や騒音・振動の影響の低減に努めてまいります。